

令和2年度第1回京丹後市観光立市推進会議 会議録

- 1 開催日時 令和2年9月4日（金）午前10時～
- 2 開催場所 京丹後市役所峰山庁舎 201会議室
- 3 出席者等 坂上英彦会長、齊藤修司副会長、沖田啓介委員、和田正人委員、大道由起子委員、丸田智代子委員、福山勝久委員、坂根貴巳委員、上田美知子委員、梅田哲也委員、長瀬啓二委員、細川比呂志委員、安達幸三委員、宮田英樹委員

事務局	(一社)京都府北部地域連携都市圏振興社京丹後地域本部 京丹後市商工会 京丹後市商工観光部長 〃 商工観光部観光振興課	木本貴文 荒田義之 高橋尚義 大江裕、下戸裕子、野木秀康 志水直美、山添力也
市関係部局	市長公室政策企画課 農林水産部農業振興課 農林水産部海業水産課 商工観光部商工振興課 教育委員会生涯学習課	松本晃治 松川秀之 戸根浩一 島貫博志 引野雅文

- 4 議題及び会費の公開又は非公開の別

【公開】

京丹後市安全で安心な市民生活と観光立市のための新型コロナウイルス感染症等対策条例の制定に向けて

- 5 傍聴人の数 なし
- 6 発言の内容（要旨）

1 開会挨拶

<高橋商工観光部長>

お忙しいところ、また急なご案内にもかかわらず、ご出席を頂き、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、ただ今から、令和2年度第1回京丹後市観光立市推進会議を開催させていただきます。私は、今日の司会を進めさせていただきます商工観光部の高橋と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは会議に先立ちまして、本会議推進会議の委員の委嘱をさせていただきたいと思っております。本年の5月末をもちまして前委員の任期が満了となりまして、本日は新体制での会議第1回目ということになります。事務局より事前に委員就任のお願いをいたしましたところ、皆様には快くお引き受けをいただきました。誠にありがとうございました。時間の都合上、中山市長より代表の方に委嘱通知書をお渡しさせていただき、その他の皆様には略儀ではございますけれども、委嘱通知書をお手元に置かせて頂いておりますのでご確認を頂きますようよろしく願いいたします。それでは委員を代表しまし

て、一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社京丹後地域本部地域本部長の京丹後市観光公社理事長、齊藤修司様、前の方へお進みいただけますでしょうか。

はい、ありがとうございます。本来でしたら委員の皆様お一人お一人様ご紹介をさせていただくところでございますけれども、お手元に委員名簿をお配りしておりますので、こちらをご確認いただくことでかえさせていただきますと思います。

委員の皆様におかれましては令和2年9月1日から令和4年の8月31日まで2年間の任期となりますけれども、どうぞよろしく申し上げます。

次に、本日ご出席の皆様をご紹介させていただきたいと思いますが、こちらも時間の関係上、配席表をご確認いただきたいと思います。なお、本日、御欠席は中江様、安田様、吉岡様、田矢様、畑中様、寒竹様、森本様の合計7名の方からは委任状をご提出頂いております。またこの会場、リモートでも参加を頂いております。配席表をちょっとご覧いただきますとズーム参加のところに、お二人、お名前を書いておりますので、こちらのお二人はリモートで参加ということになっております。

少し遅れておられる方もおられますけれども、追って参加いただけるとお聞きをしておりますので、本日のご出席は、委任状も含め22名です。委員定数の半数以上を満たしておりますので、京丹後市観光立市推進条例第28条第2項の規定により、この会議は成立をしているということでご報告をさせていただきます。

次に会長、副会長の選出を行います。条例第27条により、委員の互選により会長1名、副会長1名を置くこととなっております。どなたか立候補はございますでしょうか。特にございませんでしょうか。どのようにお決めをさせていただければよろしいでしょうか。

「事務局一任で」（複数からの声）。

ありがとうございます。「事務局一任」とのお声をいただきました。それでは、事務局案のご提案をさせていただきますと思います。

会長には引き続き坂上先生をお願いをさせていただき、副会長につきましても引き続き観光公社の齊藤理事長をお願いをしたいと思いますが、皆さんご異議ございませんか。

「異議なし」（複数からの声）。

ありがとうございます。「異議なし」のお声をいただきました。それでは、会長には坂上先生、副会長には齊藤理事長に引き続きお世話になりたいと存じます。

では、坂上会長、齊藤副会長、前方の中央席の方へご移動をお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして坂上会長よりご挨拶を頂戴したいと思います。

<会長>

皆さんおはようございます。引き続き、会長の役を仰せつかりました坂上でございます。本日は、今年度第1回目の観光立市推進会議ですが、観光業界においては大打撃になりましたコロナの状態でございます。関係する方々には言葉に表せないぐらいのご苦労があるかと思っております。しかしながら、コロナによって京丹後市の観光の価値や魅力が変わったわけではありません。

今回はコロナの対策について、一定のルールを緊急に出されるということで徹底したリスクマネジメントが、これからも率先されていくのではないかとということで、的を射

ているのではないかなというふうに緊急招集された理由として私は理解をしております。

是非、皆様とご一緒にこの難局を乗り越えて参りたいと思いますので、観光立市推進に向けて引き続きよろしくお願ひしたいと思います。挨拶はこれで終わらせていただきます。

<高橋商工観光部長>

ありがとうございました。続きまして、中山市長より本日の会議の開催趣旨も含めまして、ご挨拶を申し上げます。

<中山市長>

皆さんおはようございます。ご紹介頂きました中山でございます。今日は、緊急な形になりましたが、この観光立市推進会議に、お忙しい中、お集まりをいただき、ありがとうございます。

今日は、条例の素案ということで提示もさせていただきたいと思っておりますが、コロナの関係です。コロナについては、日頃から皆様は、色々なご負担を背負われながら、ご生活、ご事業を進められているということかと思っておりますし、また我々、市役所も、全力を挙げて、諸般にわたってこの対策をさせていただいているところでございます。

今そんな中、この全国のこの状況を見ますと少し落ち着きつつあるという状況もある訳ですが、ただ、まだまだこの予断を許さない状況がある訳でございます。

そんな中、政府におかれても、先般は感染拡大防止と社会経済活動との両立を睨んだ展望も、打ち出されたということでもありますし、何と云っても我々のところはこの11月からの大切な観光シーズンをいよいよ迎えるという局面に近づいてきている訳でございます。

我々として、コロナから市民の皆さんの健康や生活を守り抜いていく、これを第一、大前提としながら、同時に観光立市を掲げる我々として、観光の営みをしっかりと進めていく、この両立を、是非とも図っていききたいというふうに願っております。その上で大切なことは、市民生活の安心安全の確保ということと、それと観光の推進というのは時に対立します。

対策の進め方が、一方は「じっとしといてください」ということですし、一方は「来てくださいね」ということなので、何もしないで放っておくだけでは、これは混乱をきたしたりする訳です。少なくとも安定的には進まない。その上で、この間は政府の方が出した「3密防止」とか「新しい生活様式」、こういったものを我々として、主として周知徹底をしていくことであったり、あるいは業界の皆様は、ガイドラインを自主的に作っていただいて、その徹底を図っていくということで、何とか両立に繋げてきたということだと思います。

ただこの対応は、最終的には市民の皆さんや事業者の皆さん、観光客の皆さんに負担を、あるいは、自主的な取組みに、最終的には依存している構図な訳です。それはそういった個人に負担をお願いしているという側面というのが、やはり否めない訳でありまして、そういう中で本格的に、これから観光を進めていこうとすると、やはりそこには脆弱さが残っているということで不安定さも残る訳であります。

今回はしっかりと市民の皆さん、事業者の皆さん、観光客の皆さん、様々なステークホルダーの皆さんの役割とか、あるいは努力の方向性とかそういったものを定めてまちのルールとして共有していくということを通じて、様々な事業者の皆さんの負担の軽減につなげていく。そして同時に大切な市民の生活、それと観光、この両立の実現を安定的に行っていくことに繋げていきたいということです。

今般、条例案を、取り急ぎということではありますが、11月からの観光シーズンに向けて、今、議会中ですので、早々に準備しながら出させていただいて、本推進会議においてもご意見を運用面も含めて賜ればありがたいなと思っているところでございます。

そして、このことは、私が思いますに、with コロナの時代の両立の実現のための制度的環境を整えるということであると同時に、after コロナを睨んだ時に、これからの観光っていうのはコロナだけじゃなくて、いろんな、今日は台風の話もありますけども、災害とか、いろんなことからの安全・安心を、どう観光の中に組み込んでいくか、確信として組み込んでいく、そういう魅力を加えていくということが未来形の観光戦略として必要になってくるというふうに思います。

そこに届くスタートになっていくのではないかなというふうにも思いながら提案をさせていただきたいと思っております。お世話になりますけども今日はどうぞよろしく願いいたします。

<高橋商工観光部長>

ありがとうございました。

次に、本日の会議資料の確認をさせていただきます。会議資料は「次第」、「出席者名簿」、「資料は①から⑧」の条例案まで10点ということでございます。資料①が条例案、資料②これが観光立市の推進条例、資料③が参考資料として「東京都の新型コロナウイルス感染症対策条例」、資料④これも参考ですけども「石垣市新型コロナウイルス感染症等対策条例」、資料⑤「令和2年度京丹後市海水浴場入込状況」、資料⑥「海水浴場における感染防止対策ガイドライン」、資料⑦につきましては「宿泊施設における感染拡大予防ガイドライン」、そして最後の資料⑧は、7月から10月の各種キャンペーン予約状況ということでご準備をさせていただいております。

それでは、早速、会議に入りたいと思います。条例第28条の規定に基づきまして、ここからは坂上会長に議長をお世話になりまして議事を進めていただきたいと思います。坂上会長、どうぞよろしくお願いをいたします。

<会長>

議長を務めさせていただきます。着座にて進行させていただきますのでよろしくお願い致します。会議に入ります前に、会議録の確認者を指名させていただきたいと思えます。大道さんと丸田さんでよろしいでしょうか。では、皆さんスムーズな進行にご協力をお願いしたいと思います。

本日の会議のテーマは、先ほど中山市長からございましたように「京丹後市安全で安心な市民生活と観光立市のための新型コロナウイルス感染症等対策条例」、この条例の素案について皆様のご意見を伺いたいというものです。

現在、市の観光振興計画は、当然のことながら新型コロナウイルス感染症の蔓延を前提としたものにはなっておりません。しかし、新型コロナの流行によって観光推進のあ

り方は今後大きく見直していく必要があると考えられます。今回の京丹後市の with コロナ、 after コロナを見据えた条例を制定していくことの是非、あるいは素案の中身について、皆様のご意見をお聞かせいただきたいということでございます。では、まず最初に条例の素案について、事務局から説明をお願い致します。

<大江観光振興課長>

観光振興課の大江でございます。

条例の詳細の中味の説明について入ります前に、少しだけ、コロナ禍が始まって以来、この京丹後の観光で、どういったことが起きていたのかと、どういった声が皆さんから寄せられていたのか、その辺りを少し皆さんにご報告させていただきたいと思えます。それによって本日のこの条例がそういった経緯、経過を踏まえて制定を検討していくことになったということがご理解いただけるのではないかなと思えますので、少し紹介をさせていただきます。

ご存知のように、今年の海水浴は、京丹後市の全15か所の内、12の海水浴場がオープンされました。コロナの感染リスクがあるという中で、それぞれ感染防止対策ガイドラインに沿った開設をご検討いただいたということでございます。この間、開ける・開けない、京丹後市が、始まって恐らく初めての大問題だったと思えます。観光事業者さんからは当然「開けてほしい」という声が多かったです。一部、「カニ」がメインなので、それまで感染者が出てほしくないから、我慢しようかなという声もございましたが、圧倒的に「開けてもらいたい」という声でございました。

それと海水浴場の開設者となります各地区ですけれども、こちらについては「営業したい」という思いと、逆に「感染不安から区民の理解が得られない」ということで非常に悩んでおられたということでございます。

それと一般の市民の皆さんからは「こんな時に開けるのか」というようなご意見もいただきました。中には、「京丹後市は都会の人のレジャーの受け皿ではないぞ」とか「海水浴の責任は一体誰が取るんだ」といったご意見も入ってまいりました。

同様に全国の海水浴場でも非常に悩んでおられまして、どこの海水浴場も様子見という状況が続いておりました。国や京都府の対処方針の中にも「海水浴」という記載がございませんでしたし、我々としてもその判断の拠り所がなかったということでございます。結果として、そういった観光事業者さんの強いご要望もあり、全国で最も厳格な感染対策のガイドラインを作って、それを守りながら開けて行こうじゃないかということになったわけでございます。

そういった中、観光客の方から「こんな時期ですけど行ってもよろしいですか」といった声をお聞きしましたし、実際に来られた方からは、ごみの持ち帰りを今年はお願いをしていたのですが、「こんな時期に海水浴をさせてもらって、ありがたい。ゴミ処理の費用を別途お支払いしましょうか」と声をかけられたと開設者からはお聞きしています。

一方で、ごみのポイ捨てであったり、路上駐車であったり、バリケードがしてある駐車場をわざわざ開けて、中でバーベキューするという、そんな光景も一部ございました。

このようないろんなことが、今年はコロナを巡ってあったということでございます。そういう中で、先程、市長からもございましたが、このコロナと向き合いながら、果た

してこれから京丹後の観光はどうあるべきか。どんな観光地を作っていくのか。そういったことをこの間、抛り所のない中で非常に悩んだ訳であります、市民の皆さんが安心して暮らせて、観光客の皆さんが安心して来ていただける、そういう観光地を作っていきたいと。そんな思いに至ったということでございます。そういった状況もちょっと報告させていただきまして、条例の説明をさせていただきたいと思っております。

資料の方は、資料の①、②、③、④です。資料①が今回の条例の素案でございます。今回、この条例案を作るにあたりまして、まずは、私どもの「観光立市推進条例」、それと先行して制定されている「石垣市の感染対策条例」、そして同じく東京都の「対策条例」、こういったものを参考にしながら策定をしております。

まず第1条に「目的」でございますが、新型コロナウイルス感染症が蔓延した場合にということで、以下、市民生活、健康、経済、あるいは推進条例を掲げ、観光立市の実現を進める上で観光客の皆さんに来ていただきたいという、そういったことを考える中で、徹底した蔓延、未然防止、蔓延の早期収束をやっていかなければならない。

その結果、市民の生命、健康を保護し、市民生活、経済に及ぼす影響を最小限化し、観光客の皆さんに安心安全で来訪と滞在の実現を図る、そんな目的を持った条例ということになります。

ちなみに、観光立市推進条例の第21条に「観光旅行の安全の確保」という条項が出てまいります。ここで規定されております観光地における安全は、事故や災害等を想定して安全確保しようということ規定されています。

この今回の条例は、新型コロナウイルス感染症等の感染症ということですが、これはたくさんあるリスクの中の一つではない。コロナの問題は、観光産業そのものを揺るがす大きな問題でございますので、それに特化した条例を今回作ろうという趣旨でございます。

第2条「定義」が出てまいります、**「新型コロナウイルス感染症等」と「観光旅行者」**の2つでございます。

「感染症等」ということで「等」をつけております。ちなみに東京都の条例には、「等」はございません。「新型コロナ感染ウイルス感染症」でございます。そして石垣市の条例は「等」がついてございます。コロナだけなのか、いろんな疾病を想定するかということですが、今回の条例案につきましては、石垣市と同様にコロナだけじゃなくて、今後、新たな感染症も生じる可能性もあるということでございますのでインフルエンザ特措法を引用して定義づけしています。石垣市の条例には特措法の引用はありませんが、どんな病気なのかというところを、ある程度明確化したいということがございますので、特措法を引用し対象を定義付けております。

それで、もう1つの観光旅行者につきましては、あの観光立市推進条例の中で定義付けがございませんので、今回この条例の中で定義付けをするということでございます。

次に、第3条に、「市の責務」が出てまいります。

書いてございます内容は、東京都や石垣市とはあまり変わりません。「国と府と連携し、必要な対策を的確かつ迅速に実施する」というものです。この「適確」は、適切確実にという意味で、この漢字を使っております。

そして第4条に「市民、観光事業者及び観光関係団体に求められる行動」が出てまいります。市民及び観光事業者、観光関係団体は、まず自らの感染予防をしていただく、そして市が実施する対策に協力するよう努めなければならないということで、先ほどか

ら抛り所がなかったということを申し上げておりますが、「抛り所」としたいということでございます。

第2項は、観光事業者についての記載ですが、蔓延により生ずる影響を考慮し、適切な措置を講ずるよう努めなければならないということでございます。

第3項は、観光関係団体ですが、前項の措置に関する、つまり「観光事業者が行う適切な措置」に関する情報収集、提供、助言、調整、観光旅行者に対する情報発信、そういったものに務めるということでございます。その実施に当たっては前項の規定を準用し、蔓延による影響を考慮して適切に実施するということでございます。

第4項ですが、市民及び観光事業者ということで、感染症の患者と、あるいは濃厚接触者あるいは家族、医療従事者、そういった方々に対して、いかなる不当な差別的取扱いをしてはいけないということを規定しております。ちなみに東京都も石垣市も同じく第4条3項の中で不当な差別はいけないということが書いてございます。ただ、違いますが、東京の条例では「外国人」という言葉が出てまいります。本市と石垣市の条例ではあえて「外国人」ということは明記はしていません。

第5条ですが、「観光旅行者」に求められる行動ということで、観光旅行者は第1条の目的を適確に達成するため、第3条に規定する市が実施する対策に協力をするよう努めなければならないということです。今までは観光客の皆さんに対して何かを求める、何かを要請するということではございませんでしたが、初めてこういった形でその対策への協力を、明確に条例で条文化し、お願いしていくこととしております。

そして第6条、観光事業者以外の事業者に求められる行動ということで、先ほどから出てきました第4条の規定は観光事業以外、製造業、小売業、農林漁業など全ての事業者についても同じということでございます。ちなみに、東京都と石垣市の条例では、そもそも事業者全般を言っており、観光事業者という特定のもとに規定されておられません。京丹後の場合は観光事業者としておりますので、ここでそれ以外の業者も明記したということでございます。

以上、かいつまんだ説明になりましたが、条例の中身については、そういったところでございます。

ちなみに、先行して条例をスタートさせている石垣市に、少しお話を伺っており、紹介させていただきます。

まずは「条例ができたことの成果は何ですか」ということでお聞きしましたところ、何と言っても最大のメリットはやはり「後ろ盾ができた」ということでした。冒頭、今起きていることは、こんなことですよといったお話をしましたが、観光客の皆さんであったり、市民の皆さんであったり、観光事業者の皆さんであったり、それぞれにどちらかと言うと制約的なことを我々はお願いしていく訳ですが、何に基づいてそれをお願いしているのかというものがこれまではなかったということです。石垣市でも、そこは離島ということで、空港で、サーモグラフィーで入って来られた方の検温をされますが、そういったことも「何をされるんだろう。」というような目で見られた方に「条例に基づいてやらしてもらっています。」ということを説明する中で、非常にスムーズに実施出来たということでございます。

もう1つのメリットとして、観光客の皆様から非常に信頼感が高まったとのことです。条例に基づいて石垣市の場合は、市と観光事業者の間で協定を結んでおられ、全島内の宿泊施設の75%が既に締結なさってるようですが、その中でも色々、感染防止の取

り組みをやってもらうということが出てまいります、それも「条例に基づいて」ということをごさいます。例えば、その協定の中に、チェックアウトから3日目の日にお客様のところに電話なり、メールなりで健康状態を確認するというくだりが出てまいります。チェックインされた時に「チェックアウトから3日目に電話しますよ」と、事前にアナウンスすると、お客さんは最初、驚かれるということですが、しっかりした対応をしているなということで、安心な観光地だというような評価が高まったとおっしゃっていました。

「課題は何か」ということでお聞きしましたが、特に今のところ課題は感じていませんとのことでした。ただ、条例の中に罰則規定というものがございませんで、義務を課すというような行為はもちろんできないということではありますが、この大変暑い夏に、例えばマスクを外して歩いておられる方がいても、どうしてもお願い止まりでしかないという、そこがひとつの現状ですということでした。ただ、もっと規制を厳しくすべきと言った声は聞こえてこないというふうに伺っております。

それと条例制定に関しての関係者の反応をお聞きしましたところ、観光事業者の方からは自分のホテルから感染症を出したくないという思いが非常に強いということで、この条例を作ることは非常に肯定的だということでありました。逆にこういう取り組みがないと、お客さんを呼びにくいという声もあったようです。あるいは、お客様に何かを求める際に、「条例がある」、「市から言われている」ということで、それが今一つの「後ろ盾」になって非常に説明がしやすいということのようであります。

「市民の皆さんの反応は？」とお聞きしましたら、コロナの拡大でどちらかという観光客の人に来てほしくないというムードが高まっている中で、この条例ができたことで安心感がもたらされたように感じているとのことをごさいました。

「観光客の反応は？」とお聞きすると、先ほどの3日目のチェックや空港での検温もそうなのですが、「条例があるのでやらしてもらいますよ」ということを言えば、疎んじられるというより、むしろ協力的に「わかりました」と観光客も受け入れてくれるとのことで、あまりマイナスの反応は感じていないということをごさいました。条例制定については、議会の方も非常に肯定的だったということをごさいます。

駆け足ではございますが、以上が条例案でございます。以上で説明を終わります。

<会長>

只今、条例案の説明を頂きました内容についてご意見ご質問をいただきたいと思ます。よろしくお願いいたします。どなたでも結構でございますので内容についてご質問、ご意見頂戴できればと思ます。特に、観光事業者の方々には是非ご意見いただきたいと思ます。

<委員>

私達、現場でお客様と接するにあたり、「本当に今、京丹後市に来ていいんですか」というお声をかなり聞いたことは事実なんです。大阪、京阪神が主流でしたが、大阪の方は来られてから「ごめんなさい」って、まず言われまして、「ごめんなさい。こんな時だけ来させていただきました」という声を聞くと、受け入れ側としては「そんなことおっしゃっていただかなくても大丈夫ですよ」と思いましたが、そう言いながらも、ある程度リスクも抱えながら、仕事をさせていただきました。

一番、ドキッとしましたのは、お宿に入る前に体温チェックをさせていただいているのですが、微妙な体温の方がおられまして。37度前後になりますと、「あっ」と思い、躊躇しながら、2回、3回と測らせていただいたりしました。そういう時お客様自体は、何らクレームもなく、「いいよ、いいよ」ということで受け入れていただいたりしております、ガイドラインに沿って営業をさせていただきました。しかし、少しヒヤヒヤした場面もたくさんあったということでございます。以上です。

<坂上会長>

ありがとうございます。現場でのご意見ということでそういった危惧もあるということでした。

<委員>

私は、宿泊業をしています。今回は、琴引浜の鳴り砂を守る会から参加させていただいております。

海水浴の期間中に、一週間に一度、「守る会」のメンバーがパトロールをされていますが、高齢化もあり、今年のパトロールは止められました。琴引浜のこの数字見てもらいますと55%しか受け入れをしていませんが、確かに全体的に見るとお客様の人数が少ないから、トラブルも少なかったのではないかと思います。ただ、そのパトロール活動を止めたがために、やっぱりタバコのポイ捨てはすごく目立ちましたし、あと一日漁師体験を琴引浜でさせてもらっていますが、早朝に来て密漁をするみたいなこともあり、逆にそっちの方のパトロールがいるみたいなこともありました。大きな意味では人数が減っているから、ゴミも少なかったという意見でした。それと、海岸では、お客様の数が少ない分トラブルも例年に比べ少なかった。一番大変だったのは、国道で来場車両をシャットアウトするという。お客様から「遠くから来てるのになんでシャットアウトだ」と揉めたりすることもあったということでした。

この条例については、それぞれの立場で後ろ盾ができるという面も確かにあると思いますし、ありがたいという面もありますが、これが、逆に進みすぎたらどうなるだろうと、ふと私は思っています。規制がキツくなったり、やり過ぎになることはないのか、そうなった時、それを止めるバランスは誰がとるのかなど。管理する側にしたら確かにいいのかなとは思いますが、その行き過ぎをどこで判断するのか、少し心配かなと個人的には思ったりもします。

琴引浜は宿泊業者が少ないです。観光以外のお仕事の方の方が多いけれども、長い年月、鳴り砂の浜を守るという活動が定着されてきたので、その保全活動にはやっぱり村の人たち皆さんが協力していただけたので、今回、私たちも安心・安全で店を開けることができました。区自体が海水浴場をオープンすると言っていたおかげで、お客様をお受けすることができ、自分の商売が成り立ったんだということを、改めて感じさせていただきました。本当にたくさんの方たちのご協力もいただいたおかげです。

あと昨日、女将さん達と会うことがありまして、その中で、お客様がマスクをしてくださってと言ってもマスクをしてくれないお客様は結構いて、困ったという話も出ていました。

<会長>

地域の活動がすごく重要だということだと思います。そういったこともこの条例の中でも、実際の運用面では、地域ごとでの対応ということが重要な点であろうかなと思います。では、続きましてテーブル順に行きましょうか。

<委員>

私どもは観光業ではないですが、それこそ組合員のユーザーさん、クライアントさん等も、この丹後には「迷惑かけるので」ということで、一切いらっしゃらないと聞いています。観光を兼ねて商談等される場合も控えていただいた面と控えられた面と両方ありまして、なかなかこちらに来られていないという現状はございます。

我々は、製造業なので直接的には影響はないですが、ただ経済的には不況等々もございまして、観光業さんと同じように5割減もざらにあったということでございます。

1点、条例の中で、昨日からずっと読ませていただいて、第1条のこの文面がどうしても分かりづらいと言いますか、何回読んでもこの「市民の生命及び健康並びに市民生活及び市内経済に重大な影響を及ぼすとともに、・・・とともに、・・・とともに」がずっと続いていくので、言いたいことがぼけるのではないのかと思います。ここの接続詞を「及ぼすことで、京丹後市観光立市推進条例を擁し観光立市の実現を進める上では」とすれば、スッと入ってくるんじゃないかなと思います。

先程から、何回も読ませていただいて、この文面のその表現の仕方が、この方が分かりやすいのではないかと思います。内部の事務方の方に「どう思います？」と聞いてきましたが、同じようなことをおっしゃってまして、この条例はターゲットが市民と観光業者と観光客と3つある訳ですけど、その観光客にこの条例があるよという「その知らしめ」と言いますか、どうやってリリースしていくか。分かっていた方法が一番大事だと思います。こっちから言っても「知らない」で終わるので、そこら辺を何か考えられたらいいのかなと率直に思いました。以上です。

<会長>

ありがとうございます。表現について少し検討した方が分かりやすいのではないかと、観光客への周知徹底という点について少し工夫をしてもらいたいというご意見でございました。

<委員>

先ほど、第1条のことがありましたが、私も、何回も何回も読みましたが、結局、第1条は一文になっているのですね。ちょっと切って欲しい。特に、一般市民の方に知らしめるには、分けた方がいいかなと思いました。

それと、こういう条例ができることによって、本当にお互いに安心・安全の「後ろ盾」が出来ると思いました。特に、不当な差別ということで、市長の放送の中で、とにかくそういうことがあってはならないことを、随分訴えておられましたけれども、とにかく一番にはなりたくない、怖いというのがあります。第1号になったら恐ろしい目に遭う。特に、都会よりも田舎地域の方がそういう面ではとても厳しい。「あそこの人が」と槍玉に上がり、噂が噂を呼んで、他では自殺に追い込まれたなんていう噂もあっ

たりします。本当に人をそういうバッシングで追い詰めていってしまうようなこともあります。条例では、その辺を訴えられており、是非市民としても、そういうことは考えていかなければならないということで、こういう条例があることは良いことだというふうに思います。以上でございます。

<委員>

京丹後市と直接関係ないかも分かりませんが、宮津それから橋立、伊根の方の状況等を分かる範囲で、ご報告しつつというところからお話をさせていただきたいというふうに思います。

やっと最近、4割程度まで観光事業の方は回復してきているかと思います。宿泊はまああの良いところと悪いところ、極端な面がありますが、私どもは高速バスを今、京丹後市からスタートして大阪、京都の方へ走らせていますが、稼働率は約1/3ですので、38名の定員で走っています。去年までの例を取りますと大体27~28、30名近くまでが乗車していましたが、最近10名前後がベースになっています。

お盆は、それなりに満席のときもありましたが、いつもですと増車と言いまして何台か連ねて走るのですが、それが全くなかったという状況です。それに伴って私どもの安全対策、そういう部分を考えて上で高速バスの方と、貸切バスの方にカーテンレールを付けて真ん中に2人シートなので、そこにカーテンを付けさせていただいております。効果がどうこうということではなくて、会社としてそういう対策をさせていただいているということでございます。貸切バスの方は、残念ながら、ほとんどゼロの状態がずっと続いています。今後、秋に入ってくると、福知山市は、修学旅行も中止になっていますが、京丹後市さんはどういう状況になってくるのか。それによっても予約状況も多少変わってくるというのが貸切の部分でございます。

ご存知のように、京丹後市も、そうだったと思いますが、橋立、伊根の方は、去年までは、伊根湾にすこぶるお客さんが来られて、インバウンドもそうなんですが、それが今年は全くなくなりました。伊根も、このコロナが出た当初は、1割も満たない程度のお客様でスタートして、先ほど申し上げましたように今が大体3割から4割程度です。土日は、6割ないし7割まで回復しているのが現状でございます。

もう一つ。ちょっと橋立界限で、今、課題があり、条例化までは、まだ市がしていませんが、海の上を走る水上バイクのことです。1人か2人乗りの水上バイクが、外海から運河を通過して内海まで、ものすごいスピードで廻旋橋の下を通るのです。これが非常に危険度を増していて、その台数がだんだん増えてきて、ある程度、市の方も今度規制をかけようということで、少し対策を打ちましたが、全く効果がないような状況で、だんだんエスカレートしてきて、おそらく条例を作ったとしても規制をかけないと、命に関わる事なので、そこら辺が今年の大きな課題じゃないかなと思っています。海に関しては、そういうような流れになっているということでございます。

この条例について、私は、今初めて見させていただいているので、何とも言えないのですが、やっぱり、こういうことも含めて、今後、このコロナの部分だけじゃなくいろんな部分で、きっちりとしたことが必要ではないかというふうに、拝見させていただいています。

<会長>

ありがとうございました。丹後地域全般では、徐々に回復しつつあるということと、違う面の問題も若干危惧されるというご意見をいただきました。

<委員>

この条例ができることは、3者に対してのルールと言うか、考え方、それが伝わるといことで非常に大切なことだと思っております。ただ、それを市民や観光事業者、観光客に対してどう伝えていくかっていうのは、本当に先ほどの意見もありましたけど大切だと思っております。条例を根拠に、条例があることによって事業者はそれを説明することは出来ますし、感染に関しての考え方が伝えられるということと思っておりますので、是非、制定してほしいなと思っております。

それと、夏の海水浴場に関しては、たまたまと言うか、お客さん自身が行ってもいいのかなという、ひとつのブレーキと、海水浴の天気が良いという中で、たまたまバランスが取れて、全体としては8割程度におさまったのかなと思います。本当に溢れたら市民も非常に心配されますし、観光事業者も心配される状況だったけど、ブレーキがかかっている中で、この夏は乗り切れたかなということを感じています。

今後、そのバランスがどういうふうにと言われている意見がありましたけど、やっぱりそこが一つ心配かなというのがあります。冬のカニシーズンに関しては、宿が感染予防をし、人数制限もしたりして、ある程度の形で乗り切れるのではないかと期待していますし、条例があることによって、さらにそのことが整理できるのではないかと感じています。以上です。

<会長>

ありがとうございます。概ねこの条例は期待できる場所であるというご意見であったかと思えます。

<委員>

この条例が制定されたことで、民宿さん、旅館さんに対して何かデメリットとか具体的に義務をお願いしなければいけないようなことというのはあるのでしょうか。想定できる範囲で結構ですので、具体的に何かございますでしょうか。

<会長>

事務局の方からご説明を頂いた方がよろしいでしょうか

<大江観光振興課長>

まだ条例案が、やっと出来上がった段階でございますので、具体的な運用についてアイデアを今のところ持ち合わせている訳ではございません。ただ、先程の石垣市の協定書の例であったり、逆に、先程からご意見があるように「厳しすぎても」という考え方もあります。まず一番大事なのは、こういう町だということ、全市民、全観光業者、そして京丹後に行こうかどうか迷っている方に発信することが、この条例の一番の意義だと思います。

その結果、運用していく中で具体的な規制とか施策がやっぱり必要だということになってくれば、当然、検討すべきだと思いますし、それは観光事業者さんのご意見も

色々伺いながら、みんなで考えていくべきことと考えています。現段階では、まずは市長からも観光立市としての「まちづくりの方向性を共有しよう」という話があったが、そこが一番重要だと思っています。

<会長>

市長から補足はありますか。

<中山市長>

今、大江課長から申した通りですけど、別の言い方をすると、今、ガイドラインが出ていますね。業界のガイドラインがベースになると思います。そのベースの上で、特に11月に入る、あるいは入る前の段階で、業界の方から「ここをこうした方がいい」とか「ああした方がいい」とかということがあれば、それはご相談させていただいて、乗っけていくことだと思いますが、いずれにしても大切なのは観光事業者の皆さんも、この条文通りになれば、協力するよう努めなければならないという努力義務がかかってくるので、これは逆に我々も、これが実現していただけるような事を考えながらやらないといけないという意味では、絶えず協議させていただくことになると思います。

市の対策は、その上で、これをガイドラインの中に乗せていこうとか、あれを取って行こうとかというようなことをしながら、納得いただいてやっていくという運用に当然なってくると思います。

課長の方から、石垣市の例で個別のPCR検査とか色々ありましたけれども、石垣市の場合は、離島だということで、条文の中にも、さらに強い条文が入っています。市の責務で言うと、離島という特性に鑑みて、水際対策や迅速な発見隔離等の措置の適切な実施だったりとか、あるいは観光客に求められる行動という時に、蔓延している時は、市の要請に応じて来訪を控えるよう努めなければならないなど。これらは、離島の特性に応じて石垣市として必要な対策ということで盛り込まれている訳ですが、これは、我々は入れておりません。我々は離島じゃなくて、もっと違う条件の中での実態があるということです。従って、戻りますけど、いずれにしても対策については利用者の皆さんとよく相談をしながら守っていただけるような着地を想定しながら、市の対策を打つ時は打っていくということだと思っておりますので、その辺はそういう意味でご安心いただければと思います。

<会長>

事業者さんとのコンタクトを中心に実際の運用面は推進されていくということで、行政の一方的な対応ではないというふうに説明いただいたかと思います。ちなみに、今出ましたこのガイドラインというのは、この条例とどう関係してくるのでしょうか。先にガイドラインができていくと思うのですが、この辺はこの条例の中でこのガイドラインとの関係は特に何か説明されるようなことになるのでしょうか。

<大江課長>

同じような説明の繰り返しなるか分かりませんが、ガイドラインは、早くから国や京都府や、いろいろな業界団体で雛形が出てきており、当然 Go to キャンペーンの参加条件にもなっています。

我々として、まず、そこはすぐ動いて京丹後バージョンを観光公社とともに作ったということでございますし、その後、先程申しましたように条例を制定しようということで、今こういう話になっておりますので、直接、条例の条文の中でガイドラインという言葉は出てまいりません。直接的ではございませんが、先程、市長からもありましたように、やはり条例に沿って動くとなると、ルールと言いますか、フレームと言いますか、それが現状はガイドラインになってくると思います。

<中山市長>

課長の言う通りなのですが、別の言い方をすると、条例上、この対策という言葉が、市の対策として出てきますが、仮に、条例が今あったとして、この「対策」って何を指すのかと言った時には、例えば、そのガイドラインは市と公社と一緒に作っているという意味で、市の対策のワンオブゼムに入ってきます。同時にそれだけじゃなくて、予算措置で様々な対策を打ったりしていますが、そういったものも対策になっているということで、広くコロナの蔓延防止のための取り組み自体がこの対策に入ってくるということだと思います。

条例が、今後出来てくれば、条例にある措置だということを念頭において、さらに、こうしたことも意識しながら対策を打ってくるということだと思いますが、いずれにしても対策としての実態は、今後も何も変わらない部分だと思いますし、このガイドラインを、その中味が、もう少しこの間の実態を踏まえて、あるいは11月以降を見据えて「ここを、こう変えて行ったらいいのではないか」というような話があれば、それは公社とご協議させていただきながら、業界の声を聞いて直して行くということもさせていただくことだと思います。

<会長>

ガイドライン以外を含めて総合的な対策を講じるというのが、この条例であるという理解をさせていただくことができたのではないかと思います。

<委員>

もう結構いろんなことが出ましたが、私は、旅館をやっていますので、実際の対応時のお話をさせていただきます。私の係は、チェックイン時の検温係なのですが、実際、暑いところから中に入って来られて、すぐ玄関のところで検温をしますと、37度7分とか、37度6分の方がおられました。実際は、お客さんの方がその体温に驚いてしまって、ちょっとクーラーの効いたところで涼んでいただいたら、多分下がると言いますと言って待っていただいたりしました。実際に、3～4分で1度以上下がりますね。36度何分になったりとか。その時に思ったのが、一応フロントでは、「ガイドラインに沿って今、営業していますのでご協力の方よろしくお願いします」と、いちいち説明していると、今でもチェックインに通常の3倍ぐらいの時間がかかります。37度5分以上あると、隔離するのかどうかで、保健所に連絡してくださいと言われていました。先程も出ましたけど、お客様への説明の仕方ですね。ガイドラインに沿って、文章にしてもお客さんは読みませんので、たまたま絵になったものがありまして、37度5分以上の人がいたのですが、その方は、すぐに下がりましたが。その辺を、保健所に連絡するとか、そういうふうには書いてはありますが、保健所に連絡して、保健所はどういう対応

するのか。その場合でも、お客様に保健所に連絡しなきゃいけないし、保健所の方が来られるのかどうなのか、その辺がよくわからない。隔離すると言われますが、ずっとその部屋に保健所の人に来るまで待っていて下さいとお伝えするのか。多分、すごいクレームがくると思っていますので、その辺をはっきりさせていただきたい。

ガイドラインは誰でも分かりやすいように、フロントに貼るなり、客室にパッと見たらこういうことかと分かるような何かがあればすごく助かります。以上です。

<会長>

ありがとうございます。非常にわかりやすいご意見をいただきました。

今、特に観光客の方々に文章ではなく、絵で見てわかるように徹底できるような方法を、実際の運用面では必要だというご意見であったかと思います。

<委員>

我々は、旅行業協会が定める旅行業における新型コロナウイルス対策ガイドラインに基づいて、旅行商品を作らせてもらっています。パンフレットには、必ず当社は「こういう対応をしております」ということを書かせていただいている、まずはお客様が安心して旅行に参加いただける状態を、どなたでも見える形で、パンフレットやWeb上で安心・安全を感じていただくことが、大変大切なことだと認識しております。

今回、京丹後市の方で条例を作られるということで、そこに、さらに安心・安全をかぶせていただけるような印象を持っております。例えば、京丹後市にご宿泊をご案内させていただく際に、「京丹後市では、条例に基づいた対応をされているので、ご協力をお願いします」というような一文が、パンフレットに入っていると、お客様も「きちっと対応されているのだなと」感じていただけるので、私としては旅行業の立場で、とてもありがたいです。

<会長>

旅行業のお立場からも非常に安心・安全につながる良い条例ではないかというご意見でございました。

<委員>

コロナ対策に向けての条例ということで、行政的な根拠であったりとか、差別を防ぐということで、すごくこういうものがあるというところで大賛成です。条例は条例だけで成り立っているのではなくて、例えると、木の部分に国や国の特措法や府があって、幹の部分に条例があって、枝の部分でガイドラインがあって、葉っぱで事業所ごとの現場での対策がある。それがリンクをして、その先にお客さんがいらっしゃって安心・安全で泊まっていただく。それぞれが、つながっていくことに意味があると思いました。

私の方からは、市長がおっしゃった「未来型の観光」ということでの戦略を3点だけお話をさせていただきます。1点目は、今回、海水浴場をオープンしたことで、今まで来たことがないお客さんが来たと思います。こういう条例が出来たということを定期的に伝える仕組みがあれば、安心・安全につながり良いと思います。具体的には、ラインワークスで、定期的に情報が発信され、1回来られたお客さんにも発信をしていく。2点目は、これからの部分で、年末年始の帰省をどうするのかという問題があります。移動

手段で換気がしにくいので、行政がどんなメッセージを発信していくのか。3点目は、日本古来のおもてなしに、これまでのお客様は満足していたが、これがコロナ禍での感染リスクの中では不満足になってくる可能性がある。非接触型のロボットでの接客に価値を見出すこともある。今後の未来の観光で、宿泊や体験もどうやって価値を創造していくのを模索していく必要があると思います。

<会長>

具体的な課題のご指摘ありがとうございました。

<委員>

条例の方は、先程いろいろ議論ありましたように良い内容かと思えますし、是非やっていただきたらと思うのですが、ガイドラインもある訳ですけれども、旅館とかホテルに泊まれた方が目に付くようなもの、項目の並びだけになるのかも分かりませんが、こんなことやっています、だから安心・安全な地域なのですよっていうことがPR出来るような、見て知らせるようなものをお願いしたいと思っています。

それと話は変わるのですが、今日の京都新聞にGo to トラベルの話が載っていました。京丹後市の旅館とかホテルとか民宿も含めると非常に多くの数がありますが、そういう事業者が手続きをされ、ホームページかなんかに登録されたようです。

ところが、Go to トラベルの事務局もごった返しているようでして、それが府県別になっていなくて、日本全国のもがダラーっとなっているようです。旅館や民宿の方が、ちゃんと申請をできているかどうか、手続きができているのかどうかについて、非常に心配されているようです。トラブルになったら困りますので、観光公社の方でやっていくというふうに新聞には書いてありましたが、数が多いですから、観光公社任せで何か問題が起こったら、観光公社がきちんと対応していないみたいなことになります。そうならないような体制づくりも含めて、市の方で考えていただけたらというふうに思っております。以上です。

<会長>

ありがとうございます。観光公社にもぜひ協力をという意見でございました。

<委員>

我々の方針として、コロナの当初から感染症対策をまずしっかりやる。その上で、お客さんを誘客しようということで方針を据えております。

そういう中では、我々は北部の7つの市町さんをエリアにしていますので、7つの市町さんで、北部の地域、7市町の連携都市圏の会議とか、各市長さんと町長さんところを回らせていただいて、お話を聞かせていただく中で、京丹後市の中山市長からもありましたが、やっぱりガイドラインとか感染症対策をしっかりDMOとしても取り組んでほしいというお話があって、それで、いろいろ7つの市町の観光の担当課長さんにご相談しながら進めています。大江課長と相談した時に、京丹後市さんの方でおかみさん会のご意見も聞きながら保健所も入ってもらって、宿泊施設のガイドラインを作ろうという話があり、そこにDMOも入らせていただきました。バラバラでやるのではなく一緒に作らせていただけないかということで取り組みを進めさせていただきました。

海水浴の関係では、市町によって温度差があつて、結局、伊根とか舞鶴は開けなかつたんですけども、京丹後市、宮津市については、感染症対策をしっかりとやった上で、お客さんをお呼びということをやっていただきました。そういう中で京丹後市さんの取り組みは、しっかりと感染症対策にも取り組まれ、どちらかというところ他のエリアをちょっと引っ張っていただいているような感じで進めていただいているというふうに思います。

そういう中で、こういう条例を作っていただくというのは、我々は今、一般社団法人出向している立場ですが、行政の職員なので、行政として色々物事を進めるにあたって、市民の方に説明するのに非常に説明がしやすいと思います。やはり根拠がしっかりしているという事は一番大切な事だと思いますので、こういう条例を作っていただくというのは、良い取り組みだと思います。

ご意見が出ていますように、せっかくこういう条例を作っていただいたのだから、あとはアクションの部分ですね。具体的にこれをどうやって皆様に周知を図るかということ。そのところを色々ご検討いただいて、そういった中で我々も是非ご協力させていただきますのでよろしくお願ひしたいと思います。

<会長>

ありがとうございます。

大体、皆さんのご意見が出たかと思いますが、少しまとめさせていただきますと、この条例については安心・安全な京丹後市の観光を作っていく上で非常に有効な条例であるという評価を皆さんからいただいたのではないかなというふうに感じております。

その時に、この条例に基づいて観光客の方々へ行く情報提供について、少し具体的に対応を考える必要があるのではないかなという意見が出ました。分かりやすいピクトグラムですとか、そういったことも情報提供の中で出てくるのではないかなと思います。

なお、今後、カニシーズン、冬の帰省、こういったものに対して具体的にこの条例はどう運用されるのかということについても少し危惧されるご意見が出てまいりました。

また、対応型のおもてなしということについても、この地域の特徴が、今後大きく変わってくる可能性があるという危惧もありました。これは少し様子を見ながら検討していく必要があろうかというふうに思います。

事業者の方々からは、少し不安の声も今の内容も含めてありますので、今後この条例に基づく具体的な運用面については、一方的ではなく皆さんとコミュニケーションしながら進めていくという市長さんからのご説明もありましたので、引き続きこの条例を上手く活用するという点で、是非、皆さんのご協力をいただければというふうに思っております。

今日、出ました貴重なご意見は事務局の方で整理していただきまして、本推進会議の意見として、市長はおいでになっておりますけども、報告をさせていただき、きちんとした形でご理解をいただけるようにしておきたいと思ひます。

では、今回の条例制定に関して今後の予定があれば、市長の方からもご説明をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひ致します。

<中山市長>

今後の予定ですが、今日この会議の議論の終わった後に、パブリックコメントにかきたいと思っております。概ね2週間ぐらいを目途にパブコメをかけて、その上で今、9月定例議会の開会中でありませうけども、9月議会中には、一定の時間的な余裕を持っていただけるような形で、9月下旬、順調に行けばですが、9月下旬のタイミングで上程することができればというような展望持ちながら手続きを進めていきたいと思っております。

もちろん、本会での貴重なご意見、それとパブリックコメントでの意見を踏まえて必要な修正を行った上で提案をさせていただくということでございます。

そんな手続きを考えているということと、あともう一つ、そのパブリックコメントをかける上で、今日の議論を踏まえて、このようにさせていただくことは、どうかと思ったのは、特に、第1条の点で、坂根さん、上田さんの方からご指摘をいただいて、確かに、これは、一文になっていて、例えばですけど「及ぼすとともに」は、そのままにしながら、「観光旅行者の安全で安心な本市への来訪に大きな支障を及ぼすおそれがある」と、ここで○（句点のマル）で一文にしまして、その上で、「このことに鑑み、新型コロナウイルス云々」ということで二文の構成にして行いけば、通じるかなと思しますので、ちょっと便宜でありますけども、暫定的にそんな形でパブコメにかけた上で、それでもなお時期的に、あるいは文章技術的におかしいということであれば、さらに上程までに直させていただきながら上程させていただきたいというふうに思っております。そこをご了解くださいましたらというふうに思います。手続きの関係で事務局が補足することあったらどうぞ。

<高橋商工観光部長>

今、市長が申し上げた通りで、議会に上程をしていくにあたっての準備を今後進めていきたいと思っております。以上です。

<会長>

ありがとうございます。早速ではありますうが、条例分の変更案を市長からいただきましたので、このような形で皆さんとの関係も築いていけたらいいと思っております。

事務局の方からは、観光事業者さんには観光公社を通じてご意見をお伺いするというようなことも聞いておりますので、事業者さんの方には別途ご意見をいただく機会があるというふうに理解をさせていただきます。

他はございませんでしょうか。なければこれで終わりたいと思っております。議事進行にご協力いただきまして大変ありがとうございました。マイクを事務局の方にお返しさせていただきます。ありがとうございました。

<高橋商工観光部長>

坂上会長、お疲れさまでした。皆様にごいただいた貴重なご意見をまとめさせていただき、今後活かしていきたいというふうに考えております。

本日は資料⑤以降、特に説明はしていませんけれども、海水浴の状況でありましたり、当市のキャンペーンの実施状況を数字としてお出しをしているので、お時間のあるときにご覧いただきたいと思っております。

また、資料⑥、⑦につきましては、ガイドラインの現状は、こんな形になっております。今日の話にありましたこの条例と共に、皆さんの意見を聞きながら、これについても必要な部分は追加をさせていただきたく、時代に合った訂正をしていくという形で取り組んでいきたいというふうに考えております。

それでは、これをもちまして本日の会議は終了とさせていただきたいというふうに思います。閉会にあたりまして、副会長より閉会のご挨拶を頂戴したいと思います。

<副会長>

市内の宿泊業者の皆様には、行政も通じて、海の京都さんも手伝っていただいて、早くからのガイドラインを作成していただきました。各支部においても、保健師さんによる事細かな説明会も開催しました。また、ガイドラインに沿って感染予防対策宣言ステッカーなども取得しておられると思います。

それぞれが、安心・安全に取り組んでいただくにあたり、夏の海水浴や冬のカニに向けて、この条例をどう後ろ盾としてお客さんに知らせるか、ガイドラインに沿ってどう対応していくのかが大事だと思っています。

これまで、京丹後市は感染がほぼ抑えられていますが、来訪者が多いのは、やっぱり宿泊業だと思いますので、しっかりガイドラインを守って、条例に基づいて協力して行けたらと思いますのでよろしくお願いします。

今日は、お忙しいところ、急な開催で申し訳ありませんでした。どうもありがとうございました。これで終了とさせていただきます。どうもお疲れ様でした。

会議録確認者

委員

⑥

委員

⑥